

風俗営業所及び特定遊興飲食店営業所の管理者講習実施要領の制定について（ 例規）

（最終改正：平成30年1月30日 生企第8号）
和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第39条及び第40条の規定により、その実施要領を定めたものです。